

1. 二院制（話し合いを慎重に行う）

	衆議院	参議院
議員数	480名	242名
被選挙権	25歳以上	30歳以上
選挙区	小選挙区300名 比例代表180名 小選挙区比例代表制	選挙区146名 比例代表96名

2. 国会の種類

国会の種類	招集
通常国会	1月に150日間開かれる。 予算の決議を行う。
臨時国会	総議員の1/4以上の要求
特別国会	総選挙の日から30日以内
参議院の 緊急集会	衆議院の解散中

3. 国会と内閣の仕事

国会・・・多数決の原理で決定する

↑ ↑

内閣・・・案を作る。実行に移す。

衆議院の優越 (解散があり、国民の意思が反映されやすい)	国会 (立法権) 国権の最高機関 唯一の立法機関	内閣 (行政権) 閣議を開く 議院内閣制 すべて文民	補足
衆議院で出席議員の 2/3 以上の多数で 再可決	法律の制定	法律案の提出	議長 ↓ 委員会で審議 ※定足数は過半数 ↓ 公聴会 ↓ 本会議 ※定足数は 1 / 3
両院協議会を開く	予算の議決	予算案の作成	予算の先議も衆議院の優越
	条約の承認	条約の締結	
	総理大臣の指名	国務大臣の任命 (総理大臣による)	総理大臣の任命は天皇
衆議院のみ採決	内閣不信任案の決議	10 日以内に衆議院が解散されなければ、内閣は総辞職しなければならない。	40 日以内に衆議院議員の総選挙 ↓ 30 日以内に特別国会が召集 次の内閣総理大臣が指名
なし	憲法改正の発議	天皇の国事行為に対して、助言と承認を与える	総議員の 2 / 3 以上 ↓ 国民投票で過半数の賛成 ↓ (天皇) の公布
	国政調査権	政令を制定	
	弾劾裁判所の設置	最高裁判所の長官を指名し、それ以外の裁判官を任命	最高裁判所の長官の任命は天皇

